新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります◆

緊急小口資金【特例貸付】の貸付内容

■貸 付 対 象　新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付限度額　原則として、一世帯につき１回限り１０万円以内

ただし、以下の場合は一世帯につき２０万円以内の貸付も可能

① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合

② 世帯員に要介護者がいる場合

③ ４人以上の世帯である場合

④ 世帯員に子の世話を行うことが必要となった労働者がいる場合

・新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として臨時休業した小学校等に通う子

・風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子

⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足する場合

■据 置 期 間　貸付の日から１年以内

■償 還 期 間　据置期間終了後２年以内

■貸 付 利 子　無利子

緊急小口資金【特例貸付】の申込に必要なもの

□ 借入申込者の身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票　等）

□ 印鑑

□ 借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード

□ 新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類（給与明細、預金通帳、離職票　等）

緊急小口資金【特例貸付】の貸付金の交付方法

■借入申込者が指定する金融機関に送金します。（ネット銀行は不可）

緊急小口資金【特例貸付】の受付窓口

中央区	011-281-6113	北　区	011-757-2482	東　区	011-741-6440
白石区	011-861-3700	厚別区	011-895-2483	豊平区	011-815-2940
清田区	011-889-2491	南　区	011-582-2415	西　区	011-641-6996
手稲区	011-681-2644				

８時４５分～１７時１５分　＊土・日・祝日を除きます。

※３月２５日（水）から受付を開始します。

実施主体：社会福祉法人　北海道社会福祉協議会

お問合せ先：〒060-0002

札幌市中央区北２条西７丁目１番地　かでる２．７

TEL:011-241-3976（代表）